

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

労働基準法の一部改正（30.7.6 公布、31.4.1 一部施行）及び人事院規則の一部改正（31.2.1 公布、31.4.1 施行）を踏まえ、幼稚園教育職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、超過勤務命令を行うことができる時間の上限について定める。

2 施行期日

平成31年4月1日

※ この条例の改正に伴い、付則で幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正を行う。